

債務免除益に対する所得課税の検討

小 湊 高 徳

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

はじめに

第1章 法人税法と債務免除益課税

第1節 法人税法上の所得該当性判断

第2節 債務免除益に対する法人税法上の取り扱い

第3節 法人税法上の債務免除益課税の問題点とその解決策

第2章 債務免除益課税に関する判例

第1節 仙台地裁平成17年2月28日判決

第2節 本判決の問題点について

第3章 所得税法と債務免除益課税について

第1節 所得税法上の所得該当性判断

第2節 債務免除益の特例について

おわりに

はじめに

昨今のサブプライムローン問題による経済不況を背景として、2009年度の税収は、大幅に減少する見込みである¹⁾。財務省の発表によると、今年度上半期の税収は、10兆923億円であり前年度同期13兆3450億円に比し、3兆2527億円の減少となっている²⁾。この税収の減少要因となっている税目としては、特に法人税、所得税が挙げられる。法人税は、税収より還付金を上回ったことにより、1兆3075億円の赤字となった³⁾。前年同期比較によると2兆1942億円の減少である。この赤字、つまり、還付金が多くなったのは、中間申告により既に納付した法人税額が確定申告による納付する法人税額よりも多かったためである。しかし、これ以外にも2009年度

改正による中小法人等の欠損金の繰戻還付の適用範囲の拡大⁴⁾に伴い還付が増えることにより、上半期以後の税収が減少することも考えられる。また、所得税に関しても、2009年度上半期の税収は5兆5472億円であり、前年同期6兆5002億円に比し、9530億円の減少となっている。

このような現状のなかであるからこそ、本稿で取り上げたい問題がある。それは、債務免除益に対する所得課税のあり方である。前述のような経済不況の中では、法人や個人事業者の資金繰りは大変困難なものとなり、かつ、その返済すらも著しく困難であることが見込まれる。そのような場合に、債権者が取る方法として債務免除⁵⁾が存在する。

たとえば、債権者である法人が貸付金等の債権を有してはいるが、債務者である法人や個人において債務を返済することが困難であるような状態が生じているとする。そのような場合に、債務者に自力再生できる力が見込まれるなら、債権者はその有する債権の一部を免除して、債務者の再生を援助する方法をとることが考えられる。なぜならば、資金繰りの悪化等から、その債務者が清算ないし破産してしまうとその債権の全額が回収できなくなってしまうからである。しかし、自己の有する債権の一部を免除することによって、債務者が資金調達を行えるようになり、再生が行われれば、残りの債権は回収可能となる。また、債権の一部を免除したところで、利息等を引き上げれば残債務以上の回収が見込まれる場合もある。

このように、債務免除は債権者が債務者の事業再生を願って行う支援の一形態ということができる。現に、現在実務においてはこの事業再生が非常に着目されている。しかし、債務者が事業再生を行う場合において、最も問題となるものが債務免除益に対する課税である。上記のように、債権者が債務者の支援を行うために債務免除を行ったとしても、それに対して、課税がなされることになると再生の妨げになるのではないかと。また、一時に課税をすべきことが妥当であるといえるのか。そもそも債務免除益は所得といえるのか。このような問題意識から本稿を書くに至った次第である。なお、個人が個人から債務免除を受けた場合については、贈与税の対象と

なるが、この場合における債務者は、上記のような問題が生じないこととなる。それは、個人から債務免除を受けた場合には、相続税法第8条⁶⁾によって贈与とみなされるが、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であるときには、同条但し書きによって、その弁済をすることが困難である部分の金額は贈与とみなされず、課税されないこととなるからである⁷⁾。そして、この相続税法第8条の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合については、相続税法基本通達7-4で、「その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払いが不能（破産原因となる程度に至らないものも含む。）と認められる場合をいうものとする。」とされ、その適用は柔軟に行われている。さらに、弁済をすることが困難である部分の金額の取り扱いについても、相続税法基本通達7-5で「債務超過の部分の金額から、債務者の信用による債務の借換え、労務の提供等の手段により近い将来において当該債務の弁済に充てることができる金額を控除した金額をいうものとするのであるが、特に支障がないと認められる場合においては、債務超過の部分の金額を債務を弁済することが困難である部分の金額として取り扱っても妨げないものとする。」とされていることから、通達ですら債務超過のような場合には課税を行わないことを明確にしている。また、この通達が原則として、債務超過の部分の金額を債務を弁済することが困難である部分の金額として取り扱ってもよいとしていることから、相続税法第8条の但し書きによる債務免除益課税の救済措置は、債務超過である債務者をその適用範囲に含んでいるものといえる⁸⁾。よって、本稿では法人税法と所得税法に限定して、債務免除益課税の問題点について、論じていくものとする。

第1章 法人税法と債務免除益課税

第1節 法人税法上の所得該当性判断

第1項 益金該当性判断

債務免除益が所得を構成するかどうかを検討するにあたっては、まず、それが益金に該当するかどうかを判断しなければならない。法人税法第22条1項では所得について、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と定めている。つまり、益金から損金を差し引いたものを所得としている。したがって、債務免除益が所得を構成するかどうかはそれが益金に該当するかどうかの問題となる。

法人税法第22条2項ではこの益金について、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定している。また、この収益の額については、法人税法第22条4項で「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。」と規定していることから、益金に該当するためにはいずれかに該当する必要がある。

「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算）」に該当すること、又は、益金算入の「別段の定め」に該当すること⁹⁾。

つまり、原則として、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算された収益の額に該当すれば益金となり、それ以外の場合でも

法人税法に規定する「別段の定め」に該当する場合には、益金となることとしている。そして、債務免除益に対する「別段の定め」は存在しないことから に該当するかを以下検討していく。

第2項 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

第1項では益金該当性を判断するためには、上記 又は のいずれかに該当しなければならない旨を述べた。ここでは、 の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とは、どのようなものなのかを明らかにする。

そもそも、法人税法が、企業会計準拠主義を採用した背景は、法人の利益と法人の所得とが共通の概念であるため、二重の手間を避けるというものである¹⁰⁾。このことは、企業会計審議会の意見書で、「税制上または税務上の理由により、企業の実際の純利益と実際の課税所得との間に不一致を生ずる事実を無視し得ないとしても公正妥当な会計原則に従って算定される企業の純利益は課税所得の基礎をなすものであり、税法上における企業の所得の概念は、この意味における企業の利益から誘導されたものであることを認めなければならない」¹¹⁾とし、「税法の各事業年度の課税所得は、企業会計によって算出された企業利益を基礎とするのである」¹²⁾と述べていることから明らかである。

したがって、企業会計原則等が一般に公正妥当と認められる会計処理であるところに争いはない。また、法人税法は確定決算主義¹³⁾を採用していることから、会社法の計算規定もまた一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当するといえる。

第3項 債務免除益に対する企業会計原則及び会社法上の取り扱い

第2項の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である企業会計原則では、債務免除益をどう規定しているのか。債務免除益は売上げでも営業外収益でもないことに争いはない。したがって、特別利益に該当するかが問題となる。

企業会計原則では、損益計算書原則六¹⁴⁾で特別損益について規定し、臨時損益と前期損益修正を区分し、企業会計原則注解【注12】¹⁵⁾では、これを受けてそれぞれの例示を掲げている。債務免除益は、前期損益修正によるものではなく、固定資産の売却益等に類似した臨時的に生じる利益に該当することから特別利益となる。

上記のように、債務免除益は原則として特別利益に該当するのであるが、もう一つ考えなければならない問題点がある。それは、企業会計原則旧注解7(1)¹⁶⁾の存在である。当該規定では、「資本補填を目的とする贈与余剰金又は債務免除益」は資本剰余金とするとされていた。しかし、現在の企業会計原則注解19では、資本剰余金は株式払込剰余金、減資差益、合併差益等に限定されていることから企業会計原則旧注解7(1)の「資本補填を目的とする贈与余剰金又は債務免除益」との関係をどうするかを考える必要がある。つまり、これをその他資本剰余金に計上できるかということである¹⁷⁾。この点については、「現在、資本剰余金を例示している注解19の「株式払込授与金、減少差益、合併差益等」の等のなかにその他の資本剰余金が含まれる余地を残しているのである」¹⁸⁾との見解がある。法人税法上の資本金等の額については、第4項で述べるが、企業会計原則では、資本補填を目的とする債務免除益をその他資本剰余金¹⁹⁾とする考えが存在するのである²⁰⁾。

しかし、企業会計原則によるとそのような解釈が可能であるが、会社法は株主と債権者との間の利害関係を調整する観点から、資本を株主からの拠出資本のみに限定している(会社法第445条)²¹⁾。そのため、債務免除益は資本を構成せず、その他資本剰余金には該当しない。このことは、会社法第445条が資本金の額や資本準備金の額は設立又は株式の発行に際して株主となる者が払込み又は給付をした財産によって構成することを法定していることから明らかである。

以上のことから、企業会計原則では、債務免除益をその他資本剰余金に計上する余地が存在するが、会社法では存在しない。だが、企業会計原則

も会社法も前述のように一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当することから、このような場合に一般に公正妥当と認められる会計処理をどのように取り扱うのが²²⁾、また、法人税法では資本をどのようなものとして捉え、債務免除益は資本となるのかを明らかにする必要がある。

第4項 法人税法における資本判断

法人税法第22条5項では、資本等取引というものを定義している。「資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）をいう。」そして、資本金等の額については、法人税法第2条16号において、「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。」とし、法人税法施行令8条で具体的に定めている。このように、法人税法は会社法と同様に株主の資本出資のみを資本としていることから、債務免除益は資本金等の額を構成せず、その取引も資本等取引には該当しないことになる。

第5項 小 括

第3項では、企業会計原則に基づく処理も会社法に基づく処理も一般に公正妥当と認められる会計処理に該当しており、このような場合にどうするかという問題を提起した。ところで、法人税法第22条2項によると益金は「資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定され、さらに同条4項により2項に規定する収益の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する旨が規定されている。以上のことから、資本等取引に該当するかどうかを判断する必要があるが、債務免除は、前述のように、法人税法では資本等取引に該当しない。

次に、その収益（債務免除益）が一般に公正妥当な会計処理によって計算されているかを確認する。すると、会社法による処理では収益に該当するが、企業会計原則に基づく処理では、資本となる余地があり、必ずしも

収益とはならない。では、この場合どちらを一般に公正妥当な会計処理とするか。会社法も企業会計原則も一般に公正妥当と認められる会計処理ではあるが、法人税法上は債務免除が資本等取引に該当しないことから、会社法による会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当するというのが適切だといえる。なぜならば、もし、企業会計原則による会計処理を一般に公正妥当と認められる会計処理としてしまうと、第4項で述べた法人税法における資本判断と異なった結果となってしまうためである。よって、会社法による会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理に該当し、債務免除益は益金となり、所得を構成するといえる。

第2節 債務免除益に対する法人税法上の取り扱い

第1項 法人税法第59条の制度概要

債務免除益は、第1節で述べたように、益金に該当し、所得を構成することとなる。しかし、それに課税をすれば、債権者の利益や法人の再生を阻害することから、法人税法は一定の場合に欠損金額²³⁾の繰越の方法を用いて、課税を回避する道を開いている²⁴⁾。それが、法人税法第59条の会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入規定である。この規定は、青色欠損金等の繰越控除規定(法人税法第57条)による繰越期間²⁵⁾を経過した、いわゆる期限切れ欠損金を活用する趣旨²⁶⁾で設けられている。

この規定は、内国法人について会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合や民事再生法による再生手続開始の決定等の事実が生じた場合において、その内国法人が次の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた一定の欠損金額のうちそれぞれの金額の合計額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入するというものである。

イ 一定の債権者から債務の免除を受けた場合……その債務の免除を受けた金額

ロ その内国法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合
.....その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

ハ 会社更生法等によって資産の評価換えをした場合.....その評価換えにより益金の額に算入される金額（その評価換えにより損金の額に算入される金額を控除した金額）。但し民事再生法の場合の評価換えでは、評価換えにより益金の額に算入される金額から損金の額に算入される金額を減算²⁷⁾した金額となる。

会社更生法による場合は民事再生法による場合とは異なり、損金算入額について所得金額を限度とする規定が存在しないことから、当期に新たに欠損金が発生することがある。この点に関しては、民事再生法の適用があった場合との整合性の観点から問題があるといえる²⁸⁾。

第2項 制定経緯と立法趣旨

(1) 制定経緯

そもそも、法人税法第59条は現在では法令であるが、元々は通達であった。「旧法人税法取扱通達では、「法人の資産整理に当つてなされた重役、その他の資材提供（債務免除益を含む。）又は銀行の預金切捨による益金であつて法第9条第5項の規定（青色申告法人の前5年以内に生じた欠損金の損金算入）の適用を受けない繰越欠損金（欠損金と積立金とを併有する場合はその相殺残額）の補てんに充当した部分の金額は、課税しない。」（昭25直法1-100「247」）。

これについては、「資産の整理の内容、繰越欠損金の範囲及び積立金との相殺残額等について問題があったほか、課税所得になるかどうかの決定に関することを通達によって定めていることについての批判があった（昭和38年12月所得税法及び法人税法の整備に関する税制調査会答申）」²⁹⁾

昭和40年の法人税法の全文改正に際し、通達によって定められていた上記の規定は、繰越欠損金の範囲等を明確化するとともに法人税法第59条として明文化された。その後、和議法の廃止と民事再生法の制定に伴い対象

事実を追加し³⁰⁾、連結納税制度の開始とともに適用対象法人から連結子会社を除外し、欠損金額に連結欠損金個別帰属額を含める改正³¹⁾が行われた。そして、平成17年の改正³²⁾で、繰越欠損金の算入順序について、期限切れ欠損金を優先的に控除することとされ³³⁾、翌平成18年にデット・エクイティ・スワップ(DES)が行われる場合に、債務免除益を当該規定により損金算入限度額の対象³⁴⁾とする改正が行われた³⁵⁾。

(2) 立法趣旨

前述のように、債務免除益は益金に該当し、法人の所得を構成することとなる。しかし、事業再生の対象となるような法人に対してまで課税を行ってしまうことになると、債権者の利益や法人の再生を阻害することになってしまう。そのようなこととならないように、事業再生を円滑に進めるという意図を持って当該規定は創設されたといえる。また、(1)の制定経緯でも述べたように、当該規定が元々通達であったことからすれば、課税庁も事業再生手続に入るような法人に対してまで課税を行うことは目的としていないはずである。それにも関わらず、現行の法人税法においては、債務免除益については、欠損金額の範囲内でしか非課税とならないこととなっている。青色欠損金及び期限切れ欠損金を債務免除益から控除し、非課税とすることには一定の合理性があるといえるが、それを超える部分について、課税を行うということに関しての合理性は事業再生という観点からはないといえる。このことについては、次節で述べる。

第3節 法人税法上の債務免除益課税の問題点とその解決策

第1項 現行の債務免除益課税の問題点

第2節で会社更生法等による債務免除益等があった場合の欠損金の損金算入規定を紹介した。しかし、この規定によると、債務免除益は欠損金の範囲内でしか非課税とされないこととなる。つまり、本来であれば事業再生手続きが開始し、収益力が回復するまでは、課税を行うべきではないにも関わらず、欠損金額を超える範囲の債務免除益は課税されてしまうこと

となるのである。そもそも、債務免除益の非課税限度額を欠損金額に限定することに合理性はなく、両者は法人の事業再生という観点から全く関係性を有さないといえる³⁶⁾。欠損金額までを非課税とすることで、その法人の事業再生を十分に行えるかは明確とはいえないであろう。したがって、債務免除益と欠損金に明確な関係性がないにも関わらず、非課税限度額を欠損金額に限定していることには大いに問題があるといえる。

さらに、現行の債務免除益課税については、法人税法第59条のような非課税規定は存在するが、課税の繰延制度が存在しないことにも強く疑問を感じる。事業再生という観点からは、債務免除益に課税することの何が問題であるかという点、事業再生手続きの開始後に課税されてしまうことによって、資金面においての再生が阻害されてしまうことである。したがって、事業再生後まで課税を繰延べる方法が必要であるといえる。なお、法人税法第59条が非課税規定であることも一つの問題とする見解がある³⁷⁾。

第2項 問題点に対する解決策

まず、第1項で問題となったのは、法人税法第59条による非課税限度額が欠損金額とされている点、課税の繰延べ規定ではない点であった。債務免除益課税についての救済制度である法人税法第59条は、非課税限度額を欠損金額としている点で、事業再生の観点から不十分であるといえることから、一定の解決策を提示することが重要である。そして、債務免除益課税に対する救済制度としては、現行法の法人税法第59条をまず適用し、その適用後にも債務免除益が生じる場合には、課税の繰延べ制度を用いるのが有効であると考えられる。

法人税法第59条に対しては、債務免除益の非課税限度額を欠損金額に限定していることに合理性はなく、事業再生という観点からは問題であるといえるが、欠損金額を超える部分についてまでも非課税とすることには、課税の公平という観点からさらに問題があると思われる。したがって、非課税制度の拡大をその解決策とすることは認められないであろう。

ところで、法人税法は課税期間を設けるために事業年度を規定し、事業年度毎に課税を行うこととしている(事業年度単位課税の原則)。そして、欠損金制度は、以下の趣旨のもと存在している。すなわち、継続企業の立場から観察すれば、企業の損益は期間を超えて一体化しているものであり、期間計算の結果生じたある事業年度の欠損金は次期以降の利益によって補てんされ、又は前事業年度以前の利益剰余金によって、補てんされる仕組みになっている。また、税法において繰越欠損金の損金算入を一切認めないとするれば、企業資本の維持を阻害し、特定年度の税負担が過重になる³⁸⁾。

このような趣旨から欠損金制度が存在する以上、まず、債務免除益があった場合には、欠損金額と相殺するべきである。そして、それでもなお、債務免除益が生じる場合には事業再生という観点から課税の繰延べを行うのが妥当だと思われる。

また、課税の繰延べ制度については、国際的にも広く用いられている。「主要諸外国では事業再生下にある企業に対する債務免除益は、その多くが課税対象外とされもしくは繰延べの措置がとられており、その取扱いは法的整理・私的整理の別によらないという調査結果がある。各国の税制および会計慣行や倒産法制度等の違いがあるため、単純に比較できるものではないが、金融機関等からの債務免除益については、再生初期における課税は回避されているようである。」³⁹⁾

高橋祐介教授は、課税の繰延べ制度について、「債務免除による収益力回復という目的を果たしつつ、債権者による債務免除益に対してその当時は課税を繰り延べ、かつ当該企業の収益力回復後の収益から、新規投資家や債権者の利益を害さない範囲で、繰り延べられた租税を回収することは少なくとも理論上は可能である、ということである。……また租税の平等の観点を可能な限り重視すれば、債務免除益非課税よりは課税繰延べが可能であり、また望ましいことになる。」と述べている⁴⁰⁾。

しかし、課税の繰延べと非課税とのどちらかが妥当であるかという見解に立つと、他にも様々な問題点が存在することになる。課税の繰延べ制度

ただだと、確かに平等の観点からは優れているが、継続企業の観点からは、本来先に充当すべきである欠損金の存在意味が問題となる。そして、非課税制度だけでは第1項で述べたような問題点が生じることとなってしまう妥当ではない。

したがって、債務免除益があった場合には、まず、欠損金額と相殺し、それでもなお、債務免除益が生じる場合には課税の繰延べを行うという併用法が妥当であると考える。

第2章 債務免除益課税に関する判例

第1章では、法人税法上の債務免除益課税に対する問題点とその解決策を提示した。だが、所得税法上の債務免除益課税についての見解を未だ示していない。そこで、第2章では債務免除益課税について争われた判例を紹介し、その救済の余地を考えてみる。用いる判例は、仙台地方裁判所平成17年2月28日判決⁴¹⁾及び仙台高等裁判所平成17年10月26日判決⁴²⁾である。なお、仙台高等裁判所平成17年10月26日判決については地裁判決と同様の判決となったことから、本稿では仙台地方裁判所平成17年2月28日判決を題材として取り上げるものとする。以下、この第2章を受け、第3章以降では所得税法上の債務免除益に対する課税について検討していく。

第1節 仙台地裁平成17年2月28日判決

第1項 事案の概要

本件は、建物の賃貸事業を営む甲が、その債務について債権者乙から債務免除を受けたことによって生じた債務免除益について争われたものである。

甲は、給与所得を有する一方、相続により父から土地及び建物並びにその建物の設備資金として借入金等を取得し、建物の賃貸事業を営んでいたところ、債務超過の状態に陥り、その債務の弁済が困難となったことによ

り、債権者乙⁴³⁾から債務免除を受けた。甲は、その債権者から受けた金銭債務の一部免除について、所得税基本通達 36-17⁴⁴⁾ が定める債務免除益の特例の適用があるにもかかわらず、当初これを看過して平成12年分所得税を申告したとして、課税庁に対し減額更正の請求をしたところ、更正の理由がない旨の通知処分を受けた。さらに甲は、上記免除に係る金額を不動産所得の総収入金額に算入され、更正等処分を受けたため、上記免除に係る金額は所得税法第36条1項に規定される所得の金額の計算上これを算入すべきでないにもかかわらず、これを算入してされた上記各処分は違法であるとし、取消しを求めた。

第2項 当事者の主張⁴⁵⁾

(1) 課税庁の主張

課税庁は、債務免除益は経済的利益に該当するとし、「所得税法においては、課税対象となる経済的利益の内容について具体的に規定されていない……課税実務上は、基本通達に基づき、経済的利益該当性の判定を統一行的に行っているところ、基本通達 36-15(5)は、買掛金その他の債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額又は自己の債務を他人が負担した場合における当該負担した金額に相当する利益が経済的利益に含まれると例示しており、債務免除を受けた場合のその金額は、経済的利益に該当し、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入することとされている。」と主張した。

そして、債務免除益に対する課税の特例である所得税基本通達 36-17 の適用については下記の理由により、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合には該当しないと否定した。

資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合の意義

所得税基本通達 36-17 は、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」にその債務免除益を各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入しないこととしている。一方、所得

税基本通達 9-12-2⁴⁶⁾ は、所得税法第 9 条 1 項10号及び同法施行令26条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合について定めている。課税庁はこれら 2 つの通達の適用場面を同様に解しているようである。

「これ（「所得税基本通達 9-12-2 の資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」）⁴⁷⁾ に該当する具体的状況としては、例えば倒産等により債務超過の状態が相当期間継続し、その者の生計を維持するのが限度である程度に所得が減少し、その者の有する信用、才能その他あらゆる可能性をもってしても、近い将来において、その債務の全部を弁済する資金の調達能力がないと認められる場合をいうと解されているところ、同法 9 条 1 項10号及び同法施行令26条により譲渡所得が非課税となる場合は、担税力を保持している者に課税しないという不公平を招来する心配のない状況が前提となっている点で、基本通達 36-17 と同一の状況を想定しているものであり、このことは、逆に、基本通達 36-17 が適用されるための前提として、当該債務免除を受ける者が、同法 9 条 1 項10号及び同法施行令26条に該当する者またはそれと同視できる者である必要があると解すべきことを意味するから、基本通達 36-17 にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に当たるか否かの具体的判断基準は、同法第 9 条 1 項10号及び同法施行令26条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合に関する上記の基準と同様に解するのが合理的である。……事業者の多くが債務超過の状態にありながら通常の営業を継続しているという実情があること、破産法における支払不能とは、債務者の債務弁済能力（単に財産のみではなく信用や労力を含む。）が欠乏していることにより、即時に弁済すべき債務を一般的継続的に弁済することができない客観的状态をいうと解され、単に財産状況の債務超過が支払不能に当たるとはされていないことなどに照らしても、債務者の債務超過のみをもって担税力のない債務免除益と即断し、これを課税対象となる収入に算入しないのは相当でないから、基本通達 36-17 の

適用の有無は上記の基準によるべきである。以上から、基本通達 36-17 にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、債務者の債務超過の状態が相当期間継続しているか否か、その者の生活費として消費可能な所得が総務省の家計調査における一世帯当りの年間消費支出額を下回るほどであるか否か、その者の有する信用、才能その他あらゆる可能性をもってしても、近い将来においてその債務の全部を弁済する資金の調達能力がないと認められるか否かなどを考慮して、誰の目からみても資力を喪失し経済的破綻状態にあることが客観的に明らかで、課税上不公平な結果を招くことのない場合をいうものと解すべきである。」

課税減免規定の解釈手法

「課税減免規定については、例外規定は厳格に解釈すべきであるという法解釈の一般原則や、租税法律主義の見地などからして、課税要件規定の場合よりも更に、その規定の趣旨、目的に沿った厳格な解釈をすべきである。……債務免除益は、原則として担税力を有する課税所得に当たるのであるから、これを例外的に非課税とするためには、上記の判断基準により、債務免除益が、およそ『担税力を有する経済的利益』には該当しない場合でなければならず、たとえ不十分であっても担税力が未だ存在するにもかかわらず、安易にこれを非課税とすることは、課税減免規定を厳格に解釈すべきであるとの要請に照らし許されない。」

租税法律主義との関係

課税庁は、基本通達 36-17 を課税減免規定と解するのは租税法律主義に反するという納税者の主張に対し、「……所得税法 9 条 1 項10号の適用状況と同様の場合に積極的な課税を差し控えるということには合理性があり、国民の自由と財産を保護し国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えるという租税法律主義の意義、機能に反するものではない。」と述べ租税法律主義には反しないと反論した。

そして、納税者の見解に立った場合であっても、事実認定において担税

力を有することが明らかであることから、債務免除益は所得税法第36条により不動産所得の総収入金額に算入されることとした。「……原告主張を前提としたとしても、本件債務免除については担税力を有する経済的利益が存し、本件債務免除額を不動産所得の収入金額に算入すべきであることが……明らかである。……原告は、たとえ債務超過状態にあったとしても、その信用、才能等を活用して、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができたものというべきであり、『資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合』には当たらないから、本件債務免除に基本通達 36-17 の適用はない。」

（2）納税者の主張

納税者は、所得税法第36条は無制限に所得課税を認めるというものではなく、担税力の観点から制限をかけるものであると述べた。「……すなわち、同項は、経済的な利益の収受（経済的価値の外からの流入）が存在してはじめて課税対象となる所得が生じる旨を定めた規定であり……債務免除の場合、法的に債務の全部または一部の消滅があっても、実質的かつ経済的な観点からして単に資力を喪失しかつ支払能力の限度を超えた部分のカットを受けたにすぎない場合には、担税力を増加させる経済的利益の取得があったといえず、当該債務免除額は所得とはならないことになる。したがって、被告が主張するように、債務免除がされた場合には常に経済的利益が発生し、債務免除益は原則として課税所得を構成するというものではなく、当該債務免除により担税力が増加して課税対象となる所得を得たか否かは、あくまでも個別の事案の具体的事情ないし背景を勘案した上で判断しなければならない。経済的価値の外からの流入が存在してはじめて課税対象となる所得が生じるものと解すべき以上、債務免除益の経済的利益該当性の判断に当たっては、債務免除をした債権者側において経済的価値が流出したか否かをみる必要がある。」

そして、課税庁が所得税基本通達 36-17 を課税減免規定であると解したのに対し、納税者はあくまでも所得税基本通達 36-17 は所得税法第36条に

対する解釈通達であると述べ、課税庁の見解は租税法律主義に反するとした。「基本通達 36-17 は、その規定振りや表現において、特例的な課税除外所得を規定したものであるとの誤解を招きかねない不適切な点があるものの、その実質は、基本通達 36-15 と同様、所得税法36条 1, 2 項所定の経済的利益についての解釈通達であり、債務免除がされても経済的利益の收受がない場合を例示して、これを課税対象となる経済的利益とはみない旨を明らかにしたものである……。被告は、基本通達 36-15 により、債務免除益は所得税法36条 1 項所定の経済的利益に該当するのが原則であり、基本通達 36-17 は、その原則の例外として、課税すべき債務免除益について特例的に収入金額への算入をしない場合を定めたものである旨主張するが、かかる主張は、通達によって法律で規定していない課税除外所得を設けることになり、租税法律主義の原則に照らして暴論といわざるをえない。」

さらに、所得税基本通達 36-17 の「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に関して、課税庁は、所得税基本通達 9-12 の 2 の「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合と同じように解するべきであると主張したが、納税者は以下のように両者の前提や趣旨が異なることから同様に解することに対し反論した。

「……所得税法 9 条 1 項10号、同法施行令26条及びその解釈通達である基本通達 9-12 の 2 が、納税義務者の属人的な納税資力に着目した定めをすることは首肯しうる。他方、基本通達 36-17 は、そもそも担税力のある経済的利益に該当するか否かについての解釈通達（例示）であり、債務免除を受けた債務の支払能力に着目するものであって、両者はその前提を全く異にする。この点、被告は、両通達が、納税資力がなく徴収不能となることが明らかな場合についての非課税を規定する同趣旨の規定であるとして、基本通達 9-12 の 2 の解釈が基本通達 36-17 の解釈にも妥当し、その適用場面は倒産等により経済的破綻状態にあることが客観的に明らかな場

合に限定されるべきであるなどと主張するが、かかる主張は、これらの基本通達の前提ないし趣旨の差異を看過するものである。」

第3項 裁判所の判断

第2項でまとめた課税庁及び納税者の主張に対し、仙台地裁は、概ね課税庁の主張を支持し、所得税基本通達 36-17 の適用は認められないとした。

まず、債務免除益が経済的利益に該当する旨を述べ、所得税基本通達 36-17 の適用については、所得税法第9条1項10号ないし、所得税基本通達 9-12-2 と同様に解する必要があると判断した。「所得税法の規定を受けて制定された基本通達が、同法の規定と同様の文言を用いている以上、特段の事情がない限り、その意義についても同様に解するのが相当であるから、基本通達 36-17 は、所得税法9条1項10号と同様の状況を想定した規定であると解される。すなわち、債務免除がされる場合においても、實際上担税力のある所得を得たとはいいいがたく、納税能力がなくて課税することが無意味な場合が一般的に想定できることから……、このような場合には特例的に収入に値しないとして、積極的な課税をしないという行政指針を定めた趣旨と解するのが相当……したがって、基本通達 36-17 は、債務免除が基本的には課税対象たる経済的利益に該当することを前提として、所得税法9条1項10号と同様の場合には、債務免除益が課税対象たる経済的利益に該当しないと解し、これを所得の計算上収入金額に算入しないこととしたものであり、これは、同法の趣旨に沿った合理的な取扱いであって、同法36条1項の解釈の範囲内にあるというべきであるから、これが租税法律主義に反するともいえない。」

次に、所得税基本通達 36-17 の適用に関しては、課税行政上の実務の運用を視野に入れ、「……個人事業者が事業再生のための債務免除を受けた場合の債務免除益について、基本通達 36-17 により収入金額に算入されないこととされるのは、財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合で

あり、事業の継続のために必要な資産等の保有が認められ、残債務等の弁済が可能な程度に債務免除を受けた場合には、その債務免除益は収入金額に算入する扱いとされていることが認められ、この運用は、同通達の上記趣旨に沿った適切な運用というべきである……。」と述べた。

そして、事実認定においても、納税者が債務超過であることを認めたいうえで、以下のように判示した。「原告は、本件債務免除当時、債務超過の状態にはあったものの……、多額の可処分所得や資産(家族所有分も含む。)を有していて、負債に対する返済能力を失って破綻状態にあったわけではなく、現に福島銀行からの融資が可能な状態で、その融資金を利用して本件債務免除を受けることができ、それにより、不動産事業の原資となる資産の処分を免れて事業を継続するに至ったこと、実際に本件債務免除を受けたことにより資産及び負債の状況が大きく改善して、ほぼ債務超過の状態が解消され、支払能力が増大したことが認められ、これらに鑑みると、……原告が納税能力に欠けているとはいえないから、基本通達36-17を適用して本件債務免除額を収入金額に算入しないこととするのは相当でない。」

第2節 本判決の問題点について

第1項 債務免除益はいかなる場合にも所得を構成するのか

第1節で取り上げた判例でも支払い能力を有する場合に受けた債務免除益が、所得税法第36条1項の経済的利益に該当し、収入すべき金額となることについては争いがなかった。また、同条の解釈通達である、所得税基本通達36-15(5)の「買掛金その他の債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額又は自己の債務を他人が負担した場合における当該負担した金額に相当する利益」に該当することについても同様である。

しかし、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に受けた債務免除益についても、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益と同様に、経済的利益に該当し、収入すべき

金額があったといえるのか。支払能力の限度を超えた部分の債務免除益についても、担税力を増加させる経済的利益があったといえるのか。このことについては、検討の余地があると思われる。

仙台地裁は、「基本的に経済的利益に当たることは明らか」と述べるに留まっており、債務免除益について、経済的利益に該当しない場合や収入すべき金額がない場合もあるのかどうかについてどのように考えているのかは不明である。

第2項 所得税基本通達 36-17 の法的性質

所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例は、債務免除益のうち、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に受けたものについては、各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入しないとするものであった。この基本通達 36-17 「債務免除益の特例」の法的性質を如何に解するか。

納税者はあくまでも、所得税法第36条の解釈通達であると主張した。一方、課税庁は、当該通達が課税減免規定であり、債務免除益を収入金額に算入しない場合の特例的取り扱いを定めたものであると主張した。他方、仙台地裁は、「基本通達 36-17 は……所得税法 9 条 1 項10号と同様の場合には、債務免除益が課税対象たる経済的利益に該当しないと解し、これを所得の計算上収入金額に算入しないこととしたものであり、これは、同法の趣旨に沿った合理的な取扱いであって、同法36条 1 項の解釈の範囲内にあるというべきであるから、これが租税法律主義に反するともいえない。」と判示している。

しかし、本当に所得税基本通達 36-17 債務免除益の特例は債務免除益を収入金額としない場合の取り扱いを定めた特例なのか。もし、そうだとすると通達によって、収入金額に算入しないケースを設けてしまうことになり、租税法律主義ないし租税公平主義に反するのではないのか。そのような観点から所得税基本通達 36-17 の「債務免除益の特例」を法的にどのよ

うに解するかは、重要であると思われる。

第3項 限定解釈の必要性

仙台地裁判決は、納税者が債務超過であることを認めたうえで、それだけでは債務免除益の特例の適用は認められないとする納税者にとっては非常に厳しいものであったといえる。当該判決でも争点となった「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、どういう状況をいうのであろうか。仙台地裁のように、所得税基本通達9-12の2と同様の状況に解する必要があるといえるのか。納税者が債務超過であること以外に「財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合」に限定する必要があるのか。このように限定的に解することは納税者にとって著しい不利益をもたらすのではないか。

次に、相続税法や法人税法との異同も含めて、所得税法上の債務免除益課税に対する取り扱いを明らかにしたい

第3章 所得税法と債務免除益課税について

第1節 所得税法上の所得該当性判断

第1項 見解のまとめ

債務免除益を法的にどのように考えるかについて、以下のように2つの見解に分けることができると思われる。

(1) 無制限説

この説は、課税庁が論じたように、原則として、債務免除益はいかなる場合であっても、所得を構成するというものである。この見解によると、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益も支払い能力のない場合に受けた債務免除益も同じように、所得税法第36条の経済的利益に該当し、収入すべき金額を構成することとなる。つまり、所得税法第36条の規定その

ものでは、債務免除益を直接は制限せず、無制限に総収入金額に算入する効果をもたらすこととなる（便宜上、以下「無制限説」と呼ぶこととする）。

しかし、無制限説も例外的に課税減免規定である所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例の要件を満たす場合に限って、債務免除益は所得を構成しないと考える。所得税基本通達 36-17 の要件とは、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」であり、所得税基本通達 9-12 の 2 と同様に、「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合」である。しかし、なぜ、法令でない通達の要件を充足すれば、所得を構成しないことになるのか根拠が不明である。この点について、無制限説は法的論拠が乏しいと思われる。

無制限説に対しては、さらに批判すべき点が多いと思われる。詳細は次項ないし、第 2 節で述べるが、無制限説は、債務免除益の特例を所得税法第 36 条の規定の特例的な取り扱い規定（課税減免規定）としている点に対して、租税法律主義との関係で問題があるといえる。そして、一番の批判点は、債務免除益を一律に経済的利益に該当すると考え、それをもって所得を構成すると考えている点である。所得税法第 36 条は、経済的利益であって、収入すべき金額があることが収入金額となっているのである。はたして、支払い能力を有さない場合に受けた債務免除益についてまで、収入金額を構成するといえるのか。

（2）制 限 説

この説も、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益は、所得税法第 36 条 1 項の経済的利益に該当し、収入すべき金額を有することから所得を構成するという点は同じである。しかし、債務免除益をひとくくりに考えるのではなく、実質的かつ経済的な観点からして、単に資力を喪失しかつ支払能力の限度を超えた部分のカットを受けたにすぎない場合には、担税力を増加させる経済的利益の発生があったとはいえず、収入すべき金額が

なかったと考える。つまり、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益は収入すべき金額を有することから所得を構成するが、支払い能力を有さない場合に受けた債務免除益は収入すべき金額を有さないことから所得を構成しないこととなる。

したがって、この見解は、債務免除益が所得に該当するかどうかを判断する場合において、所得税法第36条によって、一定の制限をかけるというものである(以下、「制限説」という)。第2章でみてきた納税者の見解もこの制限説に基づくものであったといえる(納税者は所得税基本通達の36-17 債務免除益課税の特例を解釈通達と捉えているがこの点については異なると思われる。)

制限説に基づく、所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例は、あくまでも支払い能力を有さない場合に受けた債務免除益については、収入すべき金額がないため、所得税法第36条の収入金額ないし、総収入金額に算入しないことを確認したものということができる。私的には、租税法律主義や担税力の観点からも制限説が法的解釈として優れているものとする。

第2項 債務免除益は所得か

所得税法第36条は、「収入金額とすべき金額又は総収入金額とすべき金額はその年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額)とする。」と定めている。したがって、収入金額は、現金だけではなく、経済的利益からも生じる。本稿の債務免除益がこの経済的利益に該当することは、所得税基本通達 36-15(5)の「買掛金その他の債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額又は自己の債務を他人が負担した場合における当該負担した金額に相当する利益」に該当することからも明らかであるといえる。

しかし、ここで留意しなければならないのは、「所得税法はこのような『経済的利益』そのものを所得としているわけではなく、所得は『収入金

額』の収受によって生じ、所得税法第36条はその『収入金額』中に『経済的利益』によるものが含まれていることを示しているにすぎないという点である。つまり『経済的利益』という語そのものはきわめて広義のものであるにしても、もう一つそれに『収入金額』という概念がかぶさっており、それにより制約を受ける面があるということである。⁴⁸⁾

では、収入金額というものをどのように考えるべきか。これを論じないことには、債務免除益の所得該当性判断は行えない。

収入金額の検討に当たって、少し検討してみたいことがある。それは、義務の消滅⁴⁹⁾という観点である。そもそも、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益については、本来であれば、義務の履行によって財貨を支払わなければならないが、それが免除されたことによって、収入すべき金額のある経済的利益を得たと観念できる。しかし、支払い能力を有さない場合に受けた債務免除益については、そもそもその債務自体を返済し得ない状況であることから、その債務については価値を有さないのではないだろうか。したがって、価値を有さない債務を免除されたところで収入すべき金額は発生しないといえる。

たとえば、百万円の預金を持った者が百万円の債務を有しているとする。この状態で債務の免除がされることで、本来であれば百万円の預金をもって返済をしなければならなかったところ、その百万円の返済をしなくてよくなった結果、手元には百万円が残る結果となる。したがって、この場合には収入すべき金額は百万円であるといえる。

同じように、百万円の預金を持った者が三百万円の債務を有していたとする。そして、この状態で三百万円の債務免除を受けたとする。この場合はどうだろうか。確かに債務免除を受けた金額は三百万円であるが、収入すべき金額は三百万円であろうか。もし、この収入すべき金額が三百万円であるとすると、それに対して課税がなされてしまい支払い能力を超えた分についてまでも課税が生じてしまうことになる。そもそも、このようなケースでは、実質的に債務者が免れた金額というのは手元にあった預金の

百万円であって、残りの二百万円に対しては、返済余力がないことから価値のないものであったとすることができる。よって、この場合の収入すべき金額もまた百万円なのである。

義務の消滅による収入金額の認識に関する類似の問題として、財産分与への譲渡所得課税の問題がある。本来、財産分与によって、分与者につき財産が減少しているにもかかわらず、収入金額が発生する。これは、もちろん清算課税もあるが、その本質は財産分与義務が消滅することによって利益が発生するからである。しかし、分与者に分与をする財産がなかった場合には、課税関係は生じない。これはなぜか。やはり、義務の消滅という観点からすれば、財産を有していれば、それによって義務が消滅することによって収入金額が発生するが、財産を有さない場合には、支払い得るものがないことから義務が消滅せず、その結果収入金額は発生しないのである。このような、義務の消滅の観点からすると、本来支払うことができる財貨を有していたか否かによって収入すべき金額の発生は異なることとなるのである。

したがって、上記のような義務の消滅の観点を考慮すると、支払い能力を有する場合に受けた債務免除益については、支払い得るものを有していたが、それが免れたことによって、収入すべき金額が発生するのである。しかし、支払い能力を超えた部分(支払うことができない部分)に対してまでは収入すべき金額は発生しないのである。よって、収入金額というのは、義務の消滅とそれによって実質的に得た利益に着目して考える必要があるのである。このように考えることは、応能負担の原則からも当然に求められる。

これらを踏まえて無制限説と制限説をみていくと、債務免除益について、一律に経済的利益に該当し、収入金額を有するという無制限説の見解は誤っているといえる。収入すべき金額がないケースも上記のように存在するからである。

したがって、債務免除益はいかなる場合にも所得を構成するのではなく、

支払い能力を有する場合には収入すべき金額を有することから収入金額の発生を認識し、所得を構成することとなる。そして、支払い能力を有さない場合には、その部分については収入すべき金額がないことから収入金額を認識せず、所得を構成しないこととなる。よって、制限説の論拠が正しいと思われる。

第２節 債務免除益の特例について

第１節では債務免除益の所得該当性判断を行ってきたが、本節では、第１節の第１項でまとめた無制限説と制限説を基に債務免除益の特例についての法的性質を明らかにしていくものとする。なぜならば、債務免除益の特例については、かねてから租税法律主義との関係で批判がなされてきたからである⁵⁰⁾。

第１項 債務免除益の特例の趣旨

債務免除益の特例の趣旨は、実質的には支払能力のない債務の弁済を免れただけであり、担税力のある所得を得たものとみるのは、必ずしも実情に即したものとはいえないからである⁵¹⁾。つまり、応能負担の原則に基づき、実質的に担税力を有しているとはいえないような債務免除益については、収入金額ないし総収入金額に算入しないこととしているのである。では、この所得税基本通達 36-17 債務免除益の特例は、どのような法的性質を有しているといえるのか。無制限説のように所得税法第36条に対する特例的取り扱いを定めた課税減免規定と解するのか、制限説のようにあくまで債務超過といった支払い能力を有さない場合は、収入金額としないことを確認した規定と解するのか。第２項ではこの点を明らかにしていくものとする。

第２項 租税法律主義との関係

憲法第84条の税法律主義は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性

を与えることを目的とするものである⁵²⁾。したがって、課税を行う場合には法的安定性と予測可能性を害さないように根拠となる法令に基づき、行わなければならない。そして、この租税法律主義の内容として、合法性の原則が存在する。合法性の原則とは、法律の根拠に基づくことなしに租税の減免や徴収の猶予を行うことは許されないというものである⁵³⁾。

では、所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例と租税法律主義との関係をどのように解するべきか。無制限説のように所得税法第36条の特例的規定(課税減免規定)とみるのか、制限説のように、あくまでも、支払い能力を有さない場合にいては、収入すべき金額がないことから収入金額が発生しないことを確認した通達上の確認規定とみるのかで変わってくる。

まず、無制限説のような課税減免規定と捉えたと、法令の根拠なく課税を減免することとなり、租税法律主義及びその内容である合法性の原則に反することになるといえる。なぜなら、課税庁の恣意的な判断に基づいて債務免除益を所得とするかどうかの裁量を与えてしまうこととなるからである。そのことは、租税法律主義に加え、租税公平主義の観点からも問題があるといえる。ただ、無制限説のように課税減免規定とすることの一番の問題点は、この合法性の原則に反するというよりも、課税減免規定と捉えていることによって、その適用範囲をあまりにも限定的に解しているということである。この点については、納税者の利益を著しく害するものであり、到底納得できるものではない。

一方、制限説のように解釈通達と捉えた場合には、支払い能力を有さない場合には所得が発生しないことからそのことを通達で確認したものとすることができる。したがって、この見解に基づくとな税者の利益を害することもなく、租税法律主義に反することもない。よって、一番適切な見解であるといえる。

上記のような無制限説と制限説との見解を基に債務免除益の特例の法的性質をどのように解するべきか。結論からいうと、制限説のような確認規定と解するのが妥当であるといえる。なぜならば、課税減免規定を通達で

設けることは、納税者に対する法的安定性と予測可能性を著しく害することになるからである。さらに、この債務免除益の特例を課税減免規定とすることをそもそも法が予定しているといえるのであろうか。第2章の仙台地裁判決のように、「財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合」にしか債務免除益の特例を認めないこととなると、個人においては事業再生や生活の再建が認められる余地がほとんどないことになってしまう。そのようなことを法が予定しているとは思えない。

さらに、前節で述べたように、そもそも所得税法第36条では、支払能力を超える場合に受けた債務免除益は、収入すべき金額がないことから収入金額が生じず、所得は発生しない。しかし、課税減免規定であると解すると、そもそも発生していない所得を免除することとなる。やはり、そう考えると当該通達を課税減免規定であると解するのは、所得税法第36条との関係でも誤ったものであるといわざるをえない。

第3項 総 括

これまで、収入金額と債務免除益の特例について述べてきたが、では、所得税法上の債務免除益課税のあり方はどう考えるべきなのであろうか。最後に、この点についてまとめたいと思う。

そもそも基本通達 36-17 の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」には債務免除益が所得を構成しないということには争いはない。問題となっているのは、この「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とはどのような場合かということである。

仙台地裁は、納税者が債務超過であること以外に、「財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合」に限定して、債務免除益を所得としないと判示するものであったが、果たしてそこまで要求されるのであろうか。

(1) 相続税法等との整合性

冒頭でも述べたように、個人から債務免除を受けたようなケースであれば、所得税ではなく、贈与税の対象となる。しかし、相続税法第8条では、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難」な場合には贈与税を課さない旨規定している。そして、相続税法基本通達7-4で、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難」な場合とは、「その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払いが不能（破産原因となる程度に至らないものも含む。）と認められる場合をいうものとする。」とされている。

しかし、所得税法第36条ないし所得税基本通達36-17の債務免除益の特例については、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とされ、仙台地裁の言及したように債務超過であるだけでは、適用がないとされている。

つまり、相続税法と所得税法ではその適用について差異が生じているのである。相続税法第8条と所得税基本通達36-17の文言の差異は「困難」と「著しく困難」というものである。しかし、同じ債権者から債務免除を受けた場合であっても、個人からでは課税されず、法人からでは課税されるとなれば、担税力は同じであるにも関わらず扱いに雲泥の差が出てしまうことにならないであろうか。両者の整合性の観点からも、所得税法の債務免除益の特例の適用については条件を緩和し、柔軟に解釈されるべきである。

また、第1章でみた法人税法においても事業再生手続きを行うような場合には、特例的取り扱いがあった。このような各税法の異同からしても、所得税法に限って判例のように限定的に解する必要はないと思われる。

(2) 「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」

最後に「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」についての検討を行いたい。裁判例の見解に基づくと、「債

務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、所得税基本通達 9-12 の 2 と同様に「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合」でなければならない。

確かに、所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例と所得税基本通達 9-12 の 2 は「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」という文言を用いているが、そもそも通達の基礎となる法律が異なっている。所得税基本通達 9-12 の 2 は所得税法第 9 条 1 項 10 号等の非課税とされる資力喪失による譲渡所得に対する解釈通達である。そして、所得税法第 9 条が予定しているものは、強制換価の場合である。

しかし、前述の様に所得税基本通達 36-17 の債務免除益の特例は、所得税法第 36 条の規定に対する通達としての確認規定であって、収入金額がない場合は担税力も実質的にないため、各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入しないというものである。ゆえに、これら二つの通達を同様に解することはできない。

さらに、仙台地裁のような財産の処分までも必要であるとする見解に基づけば、個人においては、事業再生ないし生活の再建などは到底行えるはずもない。前述のように、法人税法では、債務免除益は益金に該当し、所得を構成する。これは法人が営利活動を追及するために存在すると考えられている観点からすれば、当然のものといえる。しかし、個人は営利活動だけではなく、生活をも維持する必要がある。このような両者の相違からしても、法人税が債務超過に陥り、民事再生法等の適用を受けた場合には、債務免除益を欠損金額まで非課税とする特例が認められているのに対し、個人にはそれ以上の要件を求めるのは厳しすぎるといえる。

以上のことから、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、債務超過等により資力を喪失し、

かつ支払能力の限度を超えた場合と解するべきであると考ええる。このような場合には、所得税法第36条の収入すべき金額が存在しないこと、担税力を増加させる経済的利益の取得があったとはいえないため、所得税を課すべきではないからである。また、このように解することで、相続税法・法人税法との整合性も担保できることから適切なものといえる。

お わ り に

本稿では債務免除益に対する所得課税を様々な角度から検証してきた。法人税法については事業再生税制として、これからさまざまな改正が行われることと思われる。そして、債務免除益に対する課税問題については、前述のように欠損金の利用を限度とするのではなく、欠損金でカバーできなかった分については、課税の繰延べ制度の導入が必須であると考えられる。課税の繰延べ制度であれば、事業再生後には税金を徴収することから、租税公平主義にも適ったものであるといえる。

そして、所得税法についても事業再生という観点ないし生活の再建という観点から、債務免除益に対する適正な課税のあり方が求められるであろう。特に、本稿で紹介した裁判例のように、債務超過であること以外に財産の処分までも要求することとなると、事業再生等は行えず、個人に対してはあまりにも厳しい結果となってしまう。このようなことは許されるべきではない。そもそも、そのような支払い能力のない者が、債務免除を受けたところで、収入すべき金額を有さないことはこれまで述べてきたように明らかなのである。したがって、仙台地裁判決は、債務免除益課税に対する法解釈を誤ったものといえる。このような司法判断が行われることは、絶対に避けられなければならないであろう。

私達は憲法第30条により納税の義務を負っているが、同時に憲法第29条の財産権の保障の下で生きている。このような財産権の保障の下で、納税の義務が生じるのは、租税には一定の役割が存在するからだといえる。そ

れは、市場経済では必ずしも満たされないもの、つまり、公共の福祉のためである。しかし、この公共の福祉の実現のために財産権の保障を制約するルールとして租税法律主義や租税公平主義が存在する。これらの本来の意味からすれば租税法律主義に基づき、かつ、担税力に見合った課税を行わなければならない。

昨今のような景気の悪化により、法人では事業再生が行われ、個人事業者は債務超過の状態に陥り、困窮しながらも事業を継続しているといえる。そのような背景から、はじめにでも述べたように税収の悪化は否めない。しかし、税収の確保という国庫主義的な判断に基づいて、債務面免除を受ける納税者に対して課税を行うことは許されてはならない。むしろ、そのような納税者に対しては、積極的に補助をし、再生を支援することが重要であると思われる。そして、納税者が再生し回復するのを待ち、その後、担税力に見合った課税を行うべきであろう。そのような課税が本来あるべき課税なのではないだろうか。

最後に、納税者の救済という観点から、債務免除益に対する適正な司法判断が行われることと、恣意的な課税が行われないことを期待して本稿の結びとする。

- 1) 2009年11月18日衆院内閣委員会において仙谷由人行政刷新大臣は、「税収が7, 8兆円か、それよりも大きく落ち込む」との見通しを示した。毎日新聞社 <http://mainichi.jp/select/seiji/news/20091118dde001010025000c.html>（最終閲覧日 2009年11月25日）
- 2) 今年度上半期の税収については、財務省発表による「平成21年度9月末租税及び印紙収入、収入額調」を参照。<http://www.mof.go.jp/zeisyu/h2109.htm>（最終閲覧日 2009年11月25日）
- 3) 法人税が上半期に赤字となったのは記録が残る1960年代以降ではじめてのこと。朝日新聞社 <http://www.asahi.com/politics/update/1102/TKY200911020326.html>（最終閲覧日 2009年11月25日）
- 4) 改正前までは欠損金の繰戻還付は、一定の中小企業者を除きその適用は停止されていたが、今年度の改正により、資本金1億円以下である中小法人等であればその適用が認められることとなった。
- 5) 本稿における債務免除とは、民法第519条に基づいたものをいう。
民法第519条
債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は消滅する。

6) 相続税法第8条

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受け又は弁済があった時において、当該債務の免除、引受け又は弁済に係る金額に相当する金額（対価の支払いがあった場合には、その価額を控除した金額）を当該債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与（当該債務の免除、引受け又は弁済が遺言によりなされた場合には遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該債務の免除、引受け又は弁済が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りではない。

- 一 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。
- 二 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によって当該債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき。

7) 相続税法では、このように法令で債務免除益課税に対する救済措置を規定している。しかし、後述するが、所得税法では債務免除益課税に対する救済措置は法令ではなく通達に規定されており問題視されている。

8) しかし、第2章で取り上げる仙台地方裁判所平成17年2月28日判決では債務超過であるだけでは、所得税法基本通達36-17の債務免除益の特例の適用はないと判示した。

9) なお、益金算入の「別段の定め」に該当することとしているのは、「別段の定め」に該当する場合であっても、会計上の収益を法人税法上の益金としない規定、たとえば、受取配当等の益金不算入（法人税法第23条）等があるため、益金算入のという限定を付している。

10) 金子宏『租税法』263頁（弘文堂、第14版、2009年）参照。

11) 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和27年6月16日）。

12) 「税法と企業会計との調整に関する意見書」（昭和41年10月17日）。

13) 法人税法第74条1項によって確定申告書は確定した決算に基づいて提出しなければならないとされている。確定した決算とは、株主総会による承認等があった場合をいう（会社法438条等）。したがって、確定決算主義とは株主総会の承認等によって確定した計算書類に基づいて課税所得の計算を行わなければならないという要請をいう。

14) 損益計算書原則六

特別損益は前期損益修正益、固定資産売却却益等の特別利益と前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失等の特別損失とに区分して表示する。

15) 企業会計原則注解【注12】

特別損益に属する項目としては、次のようなものがある。

(1) 臨時損益

イ 固定資産売却損益

ロ 転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益

債務免除益に対する所得課税の検討（小湊）

ハ 災害による損失

(2) 前期損益修正

イ 過年度における引当金の過不足修正額

ロ 過年度における減価償却の過不足修正額

ハ 過年度におけるたな卸資産評価の訂正額

ニ 過年度償却済債権の取立て額

なお、特別損益に属する項目であつても金額の僅少なものと又は毎期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

16) 企業会計原則旧注解7(1)

剰余金は次のように資本剰余金と利益剰余金とに区別する。

(1) 資本剰余金

株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金、会社更生及び整理等に基づき生じた固定資産評価差益、資本的支出に充てられた国庫補助金（建設助成金）及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益等の資本取引によって生ずる剰余金

17) 資本準備金にならずその他資本剰余金に該当するかを検討しているのは、企業会計原則注解2の(2)では、「商法上資本準備金として認められる資本剰余金は限定されている。従って、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものの以外のもを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。」とされているためである。また、資本準備金については、会社法445条参照。

18) 成松洋一『法人税セミナー 法人税の理論と実務の論点』96頁（税務経理協会、三訂版、2004年）参照。

19) あくまでも、資本補填を目的とする債務免除益を資本とするのであって、それ以外の債務免除益については前述のように会計上特別利益となるので留意する。

20) この考え方については、武田隆二『法人税法精説』190、191頁（森山書店、2005年）参照。

21) 会社法第445条。

株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の価額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は資本準備金として計上しなければならない。

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めることにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

- 5 合併, 吸収分割, 新設分割, 株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については, 法務省令で定める。」
- 22) 岡村忠生教授はこの点に関して, 「この対立は根本的にはなお解消されていないものと思われる。」と, 述べられている。岡村忠生『法人税法講義』53頁(成文堂, 第3版, 2007年)参照。
- 23) 欠損金額とは「各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。」(法人税法第2条19号)
- 24) 岡村・前掲注22, 439頁 参照。
- 25) 青色欠損金の繰越期間は発生の翌事業年度以後7年間である。
- 26) 欠損金額が更生手続開始前に発生した青色申告欠損金額と更生手続開始後に発生した青色申告欠損金額とそれ以外の欠損金とから構成されている場合, どの欠損金から控除されるかについて争われた判例として, 大阪地裁平成元年3月28日判決, 大阪高裁平成2年12月19日判決がある。
- 27) 会社更生法とは異なり, 民事再生法による場合は資産の評価換えについては, 評価益から評価損を減算した金額としていることから, 減算して生じた評価損はイの債務免除益を受けた金額や口の贈与を受けた金額から控除することができる。
- 28) 会社更生法による場合と民事再生法による場合との期限切れ欠損金との整合性については, 知原信良「民事再生手続きにおける課税上の諸問題」ジュリスト1268号202頁(2004年)参照。本稿では期限切れ欠損金とするものを当該論文では特例欠損金としている。「会社更生法の取り扱いを民事再生法よりも税法上有利にしている現行の取り扱いについて, 課税上の取扱いのこのような格差を設けることの合理的な根拠は見出せない。……取扱いの統一が理想的であると考えられる。」と本稿と同様の批判がなされている。
- 29) 武田昌輔編『DHC コメントール法人税法』3503頁(第一法規, 1979年)参照。
- 30) 平成12年3月政令第145号「法人税法施行令の一部を改正する政令」。
- 31) 平成14年7月法律第79号「法人税法等の一部を改正する法律」。
- 32) 平成17年法律第21号「所得税法等の一部を改正する等の法律」。
- 33) 金子・前掲注10, 328頁参照。
- 34) 平成18年法律第10号「所得税法等の一部を改正する等の法律」。
- 35) 武田・前掲注29, 3503の2参照。
- 36) 同様の見解として, 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究12号175頁(2004年)参照。
- 37) 高橋・前掲注36, 175頁参照。
- 38) 山本守之『体系法人税法』1267頁(税務経理協会, 平成21年版, 2009年)参照。
- 39) 事業再生研究機構税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」12項(2008年)参照 <http://www.shojihomu.co.jp/jabr/jabr.html> (最終閲覧日2009年11月25日)。
- 40) 高橋・前掲注36, 174, 175頁参照。
- 41) 税資255号順号9945。
LEX・DB 文献番号28111251。
- 42) 税資255号順号10174。

債務免除益に対する所得課税の検討（小湊）

LEX・DB 文献番号28131413.

- 43) 本件では、相続当時の債権者である証券会社が有限会社 MDL に対し債権譲渡をし、その後 MDL からその債権の一部の免除を受けたものである。残債務については、福島銀行からの借入金によって返済がなされた。つまり、債務の一本化を図る意図で行われたといえることができる。

- 44) 所得税基本通達 36-17

債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であること認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に計上しないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる金額（次のいずれの場合にも該当するときは、その合計額）の部分については、この限りでない。

(1) 当該免除を受けた年において当該債務を生じた業務（以下この項において「関連業務」という。）に係る各種所得の金額の計算上損失の金額（当該債務免除益がないものとして計算した場合の損失の金額をいう。）がある場合 当該損失の金額

(2) 法第70条《純損失の繰越控除》の規定により当該免除を受けた年において繰越控除すべき純損失の金額（当該債務免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入することとした場合に当該免除を受けた年において繰越控除すべきこととなる純損失の金額をいう。）がある場合で、当該純損失の金額のうちに関連業務に係る各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるとき。当該繰越控除すべき金額のうち、当該純損失の金額に達するまでの部分の金額

- 45) 債務免除益課税に対する学説は未だ定立されていないことから、第3章では各当事者の主張及び裁判所の判断に基づき債務免除益課税の見解をまとめてみる。したがって、この項ではその足がかりとして当事者の主張を明らかにしている。

- 46) 所得税基本通達 9-12-2

法第9条第1項第10号及び令第26条《非課税とされる資力喪失による譲渡所得》に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能を活用してみても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する。

- 47) 括弧書きは、筆者挿入。

- 48) 注解所得税法研究会編『注解所得税法』856頁（大蔵財務協会、第4版、2005年）参照。

- 49) 収入金額を義務の消滅に基づいて考えるものとして、岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢158巻5・6号（2005年）参照。

- 50) 佐藤英明「破産手続きと租税」税務事例研究91号53頁（2006年）、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリスト1315、199頁（2006年）参照。債務免除益の特例については、その他多数の批判がある。

- 51) 後藤昇・阿部輝男・北島一晃『平成21年版 所得税法基本通達逐条解説』278頁（大蔵

財務協会, 2009年) 参照。

52) 金子・前掲注10, 67頁参照。

53) 品川芳宣『租税法律主義と税務通達』17頁(ぎょうせい, 2003年) 参照。